

令和2年度茨城県奨学生募集要項

【奨学金（月額貸与）】

在学採用

茨城県教育委員会では、経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に対し、茨城県奨学生として奨学資金を貸与しています。

大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している方を対象に、茨城県奨学生の募集をします。

茨城県教育委員会への出願期限

〔新型コロナウイルスへの対応等により、各学校における事務が困難な状況にあるため、例年より期限を遅らせるとともに、期限を複数設けて募集します。〕

第1期：令和2年6月30日（火）（奨学金の初回交付時期：概ね8月末頃）

第2期：令和2年7月31日（金）（奨学金の初回交付時期：概ね9月末頃）

※出願は学校を通して行います。

学生・生徒から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

【目次】

第1 募集概要

1 奨学資金の概要	2
2 出願者の資格	2
3 出願方法	2
4 提出書類	3
5 採用選考	3
6 貸与方法	3
7 貸与の停止・辞退	4
8 返還 9 返還猶予 10 返還免除	4～

第2 推薦基準

6～

第3 添付書類

11～

記入例（奨学生推薦調書、奨学生願書）

13～

【問合せ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-6045 FAX 029-301-5269

メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育委員会ホームページ 「茨城県奨学資金」で検索

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/syogakukin/index.html>

第1 募集概要

1 奨学資金の概要

種 別	貸 与 額	募集人員	貸与期間
奨学金（月額貸与）	自 宅 通 学 36,000 円／月	70 人程度 〔 第 1 期・第 2 期 各 35 人程度 〕	在学する学校における 正規の修業期間のうち 残期間 (令和2年4月分～)
	自 宅 外 通 学 40,000 円／月		

※自宅外通学の額の貸与を受けていた方が、自宅通学をすることになった場合は、自宅通学の額に変更します。一方、自宅通学の額の貸与を受けていた方が、自宅外通学をすることになった場合は、額の変更はしませんので御注意ください。

2 出願者の資格

以下の全てに該当すること。

ア 茨城県内に居住する者の子弟であること。

イ 大学、短期大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学していること。

ウ 健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。

エ 経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。

オ (独)日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていないこと（給付奨学金は可）。

※併願することはできますが、どちらも決定した場合は、いずれかを辞退する必要があります。

3 出願方法

後段の推薦基準（6頁）を確認し、次のとおり書類を作成、提出してください。

(1) 学生・生徒は、「奨学生願書」（下記4（3））及びその他の書類（下記4（4）～（6））を、在学する大学等に提出すること。

(2) 大学等は、(1)の書類を取りまとめ、「奨学生推薦調書」（下記4（2））を作成いただき、「令和2年度 茨城県奨学生推薦者一覧」（下記4（1））とともに茨城県教育委員会宛て提出願います。

※書類の作成に当たっては、「推薦基準」（6頁～）、「添付書類」（11頁～）、「記入例」（13頁～）をよく確認して記載してください。

4 提出書類

提出書類名	作成者	備 考
(1) 令和2年度 茨城県奨学生推薦者一覧	学 校	
(2) 奨学生推薦調書(様式第1号)	学 校	記入例(13頁)参照
(3) 奨学生願書(様式第3号)	学生・生徒	記入例(14頁～)参照
(4) 家計基準に係る証明書	学生・生徒	11頁参照
(5) 特別控除に該当することの証明書類	学生・生徒 (該当者のみ)	12頁参照
(6) その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	学生・生徒 (該当者のみ)	家計の状況等を確認するため、提出を求める場合があります。

5 採用選考

推薦基準(6頁～)に掲げる学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否を決定します。

採否は、第1期(出願期限6月30日)分については7月下旬頃、第2期(出願期限7月31日)分については8月下旬頃を目途に、学校を通して通知します。

※採用されたときは、連帯保証人及び保証人を要します(各々独立の生計を営む成年者2人。うち1人は茨城県内に居住する人。)

6 貸与方法

(1) 利息

無利息

(2) 交付方法

採用決定後に提出する「口座振込依頼書」により指定された奨学生本人名義の口座に、令和2年度は年3回、次年度以降は年4回に分けて振込をします。

○振込時期の予定(事情により変更することがあります。)

(令和2年度)

第1回振込：8月又は9月(4月～9月分)

第2回振込：10月(10月～12月分)

第3回振込：1月(1月～3月分)

(令和3年度以降)

第1回振込：4月(4月～6月分)

第2回振込：7月(7月～9月分)

第3回振込：10月(10月～12月分)

第4回振込：1月(1月～3月分)

7 貸与の停止・辞退

(1) 貸与の停止

次のいずれかに該当するときは、貸与を停止します（アを除き、返還となります。）。

ア 休学したとき。

イ 親権者又はこれに代わる者が本県外に転出したとき。

ウ 疾病、負傷等のため成業の見込みがないとき。

エ 学業成績又は操行が不良となったとき。

オ (独)日本学生支援機構の貸与奨学金の貸与を受けるとき。

カ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

キ その他奨学生として適当でないと認められるとき。

※原級留置（留年）になったときは、理由書の提出により、審査の上で貸与の継続を認めますが、2度目においては貸与を終了し、返還となります。

(2) 貸与の辞退

奨学資金の貸与は、いつでも辞退することができます（返還となります。）。

8 返還

(1) 正規の修業期間が終了したときは、貸与最終月の6か月後から10年以内に半年賦（年2回払い）又は年賦（年1回払い）により返還していただきます。

(2) 貸与の停止（上記7（1）アを除く。）、貸与の辞退又は退学をしたときは、その月の6か月後から、（1）に準じて返還していただきます。

【返還の例】

・ 貸与を4年間受けた者（令和2年4月入学、令和6年3月卒業）が、10年間、半年賦（年2回支払）で返還する場合

通学	貸与月額	貸与月数	貸与総額	1回返還額	返還回数	返還開始	返還終了
自宅	36,000円	48月	1,728,000円	86,400円	20回	令和6年 12月	令和16年 6月
自宅外	40,000円		1,920,000円	96,000円			

(3) 返還の手続

貸与が終了したときに、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人（上記「5 採用選考」※）の印鑑登録証明書が必要になります。

このことについては、返還開始時期が近付いたときに（卒業前等）、あらためて学校を通して通知します。

9 返還猶予

次のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、一定期間、返還を猶予することがあります。

ア 学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。

イ アに掲げる学校への進学のため準備をしているとき。

ウ 長期療養をしているとき。

エ リ災したとき。

オ 生活保護法による保護を受けるに至ったとき。

カ ア～オまでに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき。

10 返還免除

次の事由に至った場合は、審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

ア 本人が死亡した場合 返還未済額の全部

イ 本人が心身障害のため労働能力を喪失し返還が困難と認められるとき 返還未済額の全部又は一部

第2 推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがある者

2 学力基準

(1) 一般推薦

ア 大学又は短期大学に在学する者 評定平均3.0以上(小数第3位以下切り捨て)

イ 専修学校の専門課程に在学する者 評定平均3.0以上(小数第3位以下切り捨て)又は
学校長が勉学に意欲があると認める者

[評定平均の算出]

① 第1学年在学者

※高等学校等の最終2カ年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

※履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法とし、他の方法による評定の場合は5段階法に換算してください。

※高等学校等時の成績が不明のときは、お手数をおかけいたしますが、学生・生徒を通して出身校から成績証明書を取り寄せるなどしてご確認願います。

② 第2学年在学者

※1学年時の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

※評定は、優秀(A)、良(B)、可(C)の3段階法とし、それぞれ次表のように4点、3点、2点に換算してください。他の方法の場合も3段階法に換算してください。

(換算の例)

優良可の場合	A B Cの場合	得点の場合	換算点
優	A	80~100点	4点
良	B	60~79点	3点
可	C	59点以下	2点

③ 第3学年以上の在学者

※前2カ年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値とします。

※他の条件は、上記②と同じ。

※専修学校の専門課程の在学者で、上記による評定ができない場合又は評定平均が3.0に満たない場合は、3.0として換算いたします(学校長が勉学に意欲があると認める者であることを要します。)

(2) 特例推薦

(1)にかかわらず、次のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸与することによって特に優れた成績を修める見込みがあると認められる者を、特例として推薦することができます。

ア 第1学年在学者で、入学試験の成績が、所属する学部・学科の入学者の上位2分の1以内である者

イ 災害、病気その他の事故などにより主たる家計支持者を失った者

ウ 出願前1年以内に火災・風水害などにより著しい被害を受けた者の子弟

エ 生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずると認められる世帯に属する者

オ 障害のある者

※これらの事実については証明書の添付は必要ありませんが、面接等により確認し、「奨学生推薦調書」の参考事項欄にその旨を具体的に記載してください。

3 家計基準

「認定所得金額」が「収入基準額」以下であること

※「認定所得金額」＝「所得金額」－「特別控除額」

(1) 所得金額の算定方法

ア 給与所得の場合

市役所（町村役場）発行の令和2年度（令和元年分）「所得証明書」における「給与収入額」から万円未満を切り捨てた額（年間収入額）について、次の区分により計算した額を所得金額とします。

区 分	計 算 式
年間収入額 400 万円以下	「年間収入額」× 0.8 － 214 万円 ＝ 「所得金額」 (万円未満切り捨て)
年間収入額 400 万円超 781 万円以下	「年間収入額」× 0.7 － 174 万円 ＝ 「所得金額」 (万円未満切り捨て)
年間収入額 781 万円超	「年間収入額」－ 408 万円 ＝ 「所得金額」 (万円未満切り捨て)

イ 給与所得以外の場合

市役所（町村役場）発行の令和2年度（令和元年分）「所得証明書」における「所得金額」をそのまま「所得金額」とします。

ウ 所得の種類が複数ある場合

それぞれの所得金額を合算して算定してください。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は0円として扱います。

(2) 父母の所得金額について

ア 父母が共にいる場合

父母の所得金額を上記によりそれぞれ算定してから合計します。

イ 父母いずれか一方しかいない場合

当該父又は母の所得金額とします。

ウ 父母いずれもいない場合

父母に代わって生計を維持する者の所得金額とします。2人いる場合は、アと同様にそれぞれの所得金額を算定してから合計します。

(3) 特別控除額

ア 貸与を受ける本人を対象とする控除

在学する学校種等		通学区分	特別控除額
大学・短期大学	国公立	自 宅	23 万円に授業料年額を加えた額
		自宅外	70 万円に授業料年額を加えた額
	私 立	自 宅	37 万円に授業料年額を加えた額
		自宅外	84 万円に授業料年額を加えた額
専修学校（専門課程）	国公立	自 宅	19 万円に授業料年額を加えた額
		自宅外	64 万円に授業料年額を加えた額
	私 立	自 宅	41 万円に授業料年額を加えた額
		自宅外	86 万円に授業料年額を加えた額

イ 世帯を対象とする控除

理 由		特別控除額		
①母子・父子世帯		99 万円		
②就学者のいる世帯 (貸与を受ける本人を除く児童 ・生徒・学生1人につき) ※専修学校（一般課程）・各種学校 の在学者は就学者に含みません。	小学校	31 万円		
	中学校	46 万円		
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国公立	39 万円	69 万円
		私 立	88 万円	118 万円
	高等専門学校 (1～3年)	国公立	39 万円	69 万円
		私 立	88 万円	118 万円
	高等専門学校 (4～5年)	国公立	43 万円	72 万円
		私 立	87 万円	116 万円
	大学・短期大 学	国公立	74 万円	121 万円
		私 立	133 万円	180 万円
	専修学校 (高等課程)	国公立	39 万円	69 万円
		私 立	88 万円	118 万円
	専修学校 (専門課程)	国公立	36 万円	81 万円
		私 立	102 万円	147 万円
③障がい者のいる世帯		障がいのある人1人につき 99 万円		
④長期療養者のいる世帯		療養のための特別な支出額（年額）		
⑤主たる家計支持者が別居してい る世帯（父母いずれか1人の別 居の場合も対象）		別居のため支出している額（年額, 限度額 71 万円）		

⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる額（年額）
----------------------	--

【備考】

- ・アの表の「授業料年額」には、入学金や施設整備費等は含みません。
- ・イの表において、該当する理由が複数ある場合は、それらの特別控除額を合計して控除することができます。
- ・出願時において、貸与を受ける本人を含め子供（イの表の②に掲げる学校に在学中の者又は20歳未満の未就業者）の数が2人を超える世帯は、その超える人数1人につき、アの表による控除額に50万円を加えた額をさらに控除できることとします。

（例）父、母、本人（国立大学、自宅通学、授業料年額53万円）、弟1人、妹1人からなる世帯の場合（弟及び妹はイの表に掲げる学校に在学中）

- ・本人の特別控除額 76万円（アの表より）
- ・子供の数が3人なので、2人を超える人数は1人。
- ・1人につき、本人の特別控除額76万円に50万円を加えた126万円をさらに控除可。

（4）収入基準額

世帯人員※	収入基準額	備 考
1人	139万円	世帯人員が7人を超える場合は、超える人数1人毎に12万円を、世帯人員7人の収入基準額に加算します。
2人	198万円	
3人	212万円	
4人	229万円	
5人	239万円	
6人	250万円	
7人	262万円	

※世帯人員とは、出願者の父及び母、又はこれらに代わって生計を維持する者並びにこれらの者に扶養されている者（出願者を含む。）に限ります。

【収入基準額以下となる収入・所得の目安】

○収入が父又は母1人のみで、貸与を受ける者が大学に在学（自宅通学）する場合

※実際の世帯の状況や授業料等により異なりますので、大まかな目安と捉えてください。

世帯人員	給与所得の場合 (所得証明書の給与収入額)		給与所得以外の場合 (所得証明書の所得金額)	
	国公立大学	私立大学	国公立大学	私立大学
3人	約660万円	約732万円	約288万円	約339万円
4人	約740万円	約803万円	約344万円	約395万円
5人	約919万円	約1,019万円	約511万円	約613万円

（上表における世帯構成の例は次のとおり）

3人世帯：父・母・本人

4人世帯：父・母・本人・兄弟（県立高校生・自宅通学）

5人世帯：父・母・本人・兄弟（県立高校生・自宅通学）・兄弟（小学生）

家計基準の可否の判定例1（一例であり、実際の世帯の状況により額は異なります。）

○世帯人員：4人

- ・父： 給与所得 年収 700 万円（所得証明書の給与収入額）
- ・母： 無職 年収 0 万円
- ・本人： 国立大学2年生（自宅通学）
- ・妹： 県立高校1年生（自宅通学）

①所得金額の算定

- ・父の所得金額 = $700 \text{ 万円} \times 0.7 - 174 \text{ 万円} = 316 \text{ 万円}$
- ・母の所得金額 = 0 万円
- 所得金額合計 = $316 \text{ 万円} + 0 \text{ 万円} = \underline{316 \text{ 万円 (A)}}$

②特別控除額の算定

- ・本人（国立大学，自宅通学） 76 万円（授業料年額 53 万円，自宅通学 23 万円）
- ・妹（県立高校，自宅通学） 39 万円
- 特別控除額合計 = $76 \text{ 万円} + 39 \text{ 万円} = \underline{115 \text{ 万円 (B)}}$

③認定所得金額 = (A) - (B) = 201 万円 < 229 万円（4人世帯の収入基準額）

⇒ 認定所得金額が収入基準額以下であるため，家計基準を満たす。

家計基準の可否の判定例2（一例であり、実際の世帯の状況により額は異なります。）

○世帯人員：4人

- ・父： 給与所得 年収 800 万円（所得証明書の給与収入額）
- ・母： 給与所得 年収 300 万円（所得証明書の給与収入額）
- ・本人： 私立大学2年生（自宅外通学）
- ・妹： 私立高校1年生（自宅通学）

①所得金額の算定

- ・父の所得金額 = $800 \text{ 万円} - 408 \text{ 万円} = 392 \text{ 万円}$
- ・母の所得金額 = $300 \text{ 万円} \times 0.8 - 214 \text{ 万円} = 26 \text{ 万円}$
- 所得金額合計 = $392 \text{ 万円} + 26 \text{ 万円} = \underline{418 \text{ 万円 (A)}}$

②特別控除額の算定

- ・本人（私立大学，自宅外通学） 174 万円（授業料年額 90 万円，自宅外通学 84 万円）
- ・妹（私立高校，自宅通学） 88 万円
- 特別控除額合計 = $174 \text{ 万円} + 88 \text{ 万円} = \underline{262 \text{ 万円 (B)}}$

③認定所得金額 = (A) - (B) = 156 万円 < 229 万円（4人世帯の収入基準額）

⇒ 認定所得金額が収入基準額以下であるため，家計基準を満たす。

第3 添付書類

【留意事項】

- ・必要な添付書類の提出がない場合は、判定材料を欠くものとして不採用となることがあります。
- ・A4判以外の書類は、A4判の紙に貼り付けて提出してください。

1 家計基準に係る証明書

父及び母又はこれらに代わって家計を維持する者について次の書類

(1) 市役所（町村役場）発行の「所得証明書」（令和2年度）（令和元年分所得）（原本）

※父母の就業の有無に関わらず、父母両方の所得証明書の提出が必要です。

なお、所得のうち給与所得に含まれるものは次のとおりです。

- ・給料・賃金（賞与を含む。）
- ・専従者給与（白色申告も含む。）
- ・年金
- ・傷病手当金、失業給付金、生活保護法による扶助費

※退職手当については、一時所得とみなし、給与所得の範囲には入りません。

(2) 令和元年の途中若しくは令和2年に退職・就職・転職し、又は経済情勢の急変などにより、所得が大幅に変動した若しくは変動する見込である場合

上記（1）に加え、次の書類を提出してください。

ア 年間収入見込算出表（様式任意）

申請時現在の月収及び賞与等の状況や今後の見込を考慮の上、令和2年の年収を推算して作成してください。

イ アの根拠となる最新の給与明細書や雇用保険受給資格者証など、直近の収入が分かる書類の写し

(3) 所得の種類が複数ある場合

上記（1）（2）に準じ、すべての収入又は所得を証明する書類

2 特別控除に該当することの証明書類（控除額については8頁参照）

理 由	証明書類
①母子・父子世帯 (表下の※を参照)	原則不要 (様式第3号「奨学生願書」の「家族経済状況及び奨学資金希望理由」欄に、その旨を記載してください。) (注) 同一世帯に祖父母がいる場合、所得確認のため、祖父母の所得証明書の提出が必要です。
②就学者のいる世帯 〔専修学校(一般課程)、 各種学校の在学者は 就学者に含みません。〕	「在学証明書」又は「学生証」の写し (本人及び小・中学生は不要) ※自宅外通学の場合は、住民票や免許証など、住所が確認できる書類の写しを添付してください(自宅外の住所が確認できない場合は、自宅通学とみなします。)
③障がい者のいる世帯	「障害者手帳」の写し
④長期療養者のいる世帯 〔出願時に6か月以上 療養中又は療養が必 要な方〕	・令和元年分の治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し ・令和2年分の同費用についての「年間支出見込算出表」 (様式任意) ※健康保険等による医療給付又は損害賠償により補填される金額は除きます。
⑤主たる家計支持者が別居 している世帯 〔父母いずれか1人で も別居している場合 も対象となります。〕	・別居していることを証明する書類 ・別居のために特別に支出している住居費等の領収書等の写し ・同費用についての「年間支出見込算出表」(様式任意) ※別居している家族への扶養送金は除きます。
⑥火災、風水害、盗難等の 被害を受けた世帯 〔平成30年から出願時 までに被害を受けた ため、2年以上にわ たり著しい困窮状態 におかれる場合〕	・市町村発行のり災証明書 ・その被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類 ※保険や損害賠償による補填額は除きます。

※母子・父子世帯とは、次のいずれかの世帯をいいます。

- ・母又は父と、就学などにより経済力のない子の世帯
- ・母又は父と、就学などにより経済力のない子、及び60歳以上で前年の所得金額（給与所得控除後の金額。以下同じ。）50万円以下の祖父母の世帯
- ・就学などにより経済力のない子だけの世帯
- ・就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・配偶者のいない兄弟と、就学などにより経済力のない子の世帯
- ・配偶者のいない兄弟と、就学などにより経済力のない子、及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯

記入例

様式第1号(第3条関係)

令和2年度茨城県奨学生推薦者一覧に
おける整理番号を記入願います。

茨城県教育委員会

整理番号 1

奨学生推薦調書		記入者 職・氏名	教授 奨学 太郎 ㊟	
本人の 氏名	茨城 花子			
学校名	● ● 大学 ● ● 学部 ● ● 学科 第1学年 学校 課程 (正規の修業期間 4年)			
成績 等 記 入 欄	※ (高等学校等, 高等専門学校, 大学, 専修学校の専門課程の成績評定表)			
	学年	(2)年	(3)年	合計
	科目評定			
	5	3	4	7
	4 (優)	5	4	9
	3 (良)	3	3	6
	2 (可)			
1				
合計	11	11	A 22	
	評定 科目数 認定値 $5 \times (7) = (35)$ $4 \times (9) = (36)$ $3 \times (6) = (18)$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計 A (22) B (89)			
	6頁を参照し、正確に 記入願います。 評定平均値 $\frac{B}{A} = 4.04$ 必ず記入願います。 (小数第3位以下切捨て)			
独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす ☐				
そ の 他 推 薦 の 参 考 事 項	6頁の推薦基準「1 人物について」に記載する学生であることを 具体的に記入願います。 記入がない場合、推薦基準を満たさない者として不採用とする場合 があります。 【記入内容の例】 学修意欲・態度・成績、部・サークル活動、アルバイト、家庭事情 など ●特例推薦の場合は、該当する推薦理由を記入願います。			
上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められる ので、推薦いたします。 令和2年6月26日 学 校 長 ● ● ● ● 印 茨城県教育委員会教育長 殿				

(記載の注意)

- ※印の所は該当する所を○等で囲むこと。
- 成績評定表は、原則として前2年(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。
- 評定平均値は、小数点以下第2位まで記入のこと(小数点以下第3位を切捨て)。
- 入学一時金貸与を希望している場合、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを
確認し、チェックすること。
- その他推薦の参考事項欄は、具体的かつ詳細に記載すること。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

(表)

希望する貸与額区分

※自宅通学・自宅外通学

在学採用

茨城県教育委員会

奨学生願書										
ふりがな いばらき はなこ			平成13年11月13日生			奨学金（月額貸与）の貸与希望期間		入学一時金の貸与希望の有無		
氏 名 茨城 花子			(満18歳)			令和2年4月から 令和6年3月まで 4年 月間		※ 有・無		
学 校 名	● ● 大学		● ● 学部		● ● 学 科		第 1 学年			
	学校		課程							
所在地	東京都●●区●●●●●●●●									
本人	現住所 東京都●●市●●●●●●●●									
家族現住所	茨城県 水戸市笠原町●●●●									
家 計 内 容	給与収入金額			※営業等・農業・不動産・利子・配当			所得金額			
	円			円			円			
	6,000,000									
合計	6,000,000 円			合計			円			
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その		
	父	茨城 太郎	48歳	会社員	(株)●●●●●	課長	5,000,000 円	年 月 日 (歳)		
	母	良子	46歳	パート	●●商店		1,000,000 円	就学者の 在学学校名	学年	
	本人	花子	18歳	大学生						現在までの 県奨学資金 貸与の有無
	×兄	一郎	21歳	大学生				●●大学	3年	
	弟	二郎	14歳	中学生				●●中学校	2年	有 ☐ 無 ☐
		別居者は続柄の前に×を記入						家族全員の状況を記入		
									有 無	
合計 (5人)								有 無		
家 族 経 済 状 況 及 び 奨 学 資 金 希 望 理 由	家族の経済状況など、奨学資金を希望する理由について、 本人が具体的かつ詳細に記入してください。									
	●母子・父子家庭である場合はその旨記入してください。									

(裏)

本人の履歴	平成29年 3月 水戸市立●●中学校卒業	年 月
	令和2年 3月 茨城県立●●高等学校卒業	年 月
	令和2年 4月 ●●大学入学	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

以上のとおり記載に相違ありません。
奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。
なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。
令和2年6月8日

下記の（記入上の注意）の8を確認し、適切な人を連帯保証人にしてください。

本人氏名	ふりがな いばらき はなこ 茨城 花子
連帯保証人氏名	ふりがな いばらき たろう 茨城 太郎
現住所	水戸市笠原町●●●●
生年月日	昭和47年5月10日
続柄	本人の（父）

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○等で囲むこと。
- ~~奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。~~
- ~~入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。~~
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

